

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		不正受給者からの費用徴収
根拠条例・規則等名		① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ② さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 78 条 ② 第 6 条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護に要した費用の全部又は一部をその者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		